

## 韓国産業財産権法学会と中国知識産権研究会の協力協定締結の御祝辞

平成 23 年 12 月 13 日

このたび韓国産業財産権法学会と中国知識産権研究会の両学会が、協力協定を締結されたことについて、私ども日本知財学会といたしましても、誠にうれしく思います。この度の協力協定の締結は、今後の両学会の交流と協力の発展、および、両国の知的財産に関する、学術のいっそうの発展に大いに寄与するものと存じます。このような重要な協定が締結されたことにたいして、日本知財学会として深く敬意を表し、心よりお祝い申し上げます。

さて、ここに至るまで日本知財学会も、両学会と協力協定を締結してまいりました。2008年6月28日、第6回学術研究発表会の会場において、韓国産業財産権法学会との学術協力協定に調印いたしました。また2010年2月24日、TEPIA 知的財産学術国際交流シンポジウムの会場において、中国知識産権研究会との学術協力協定に調印いたしました。双方の学会と学術交流を行い、より一層の学術振興に包括的協力を行うことで合意したものです。

そして、このたび両学会が協力協定を締結したことで、三学会の協力の形が出来上がりました。この三学会のお互いの学術協力が進展する意義は、日中韓の知的財産に関する学術の振興に、今後おおいに寄与する基盤をつくったことであると思います。ご承知のように、現在、この日中韓を含むアジアの地域は、世界でもっと多くの知的財産権が登録される地域であります。世界の知的財産権の制度改革や、これを用いた世界の産業戦略の発展において、この日中韓の地域が果たす役割が、今後益々大きくなっていくことは疑いのないところです。このような時機に、三学会が学術の分野でお互い協力していくことで合意できたことは、大変重要なことであると思います。是非この三学会の協力を、大きく発展させていきたいと思っております。

協力の内容については、今後さらに議論していく必要があるかと思っております。三学会の年次大会などの際に、お互いの代表を毎回招待する、お互いの会員が大会に参加するしくみをつくる、特定のテーマを決めて共同研究を行う、さらにこの地域で開催される特許庁長官会合等に合わせて、三学会の国際会議なども開催できれば、知的財産にかかわる学術と政策の連携にも、よりいっそう寄与することができるかと思っております。

人材育成や教育面での協力も今後の課題になるでしょう。年2011年には、日本知財学会の支援によって、知的財産の教育研究を行う8つの大学院による「知的財産教育研究・専門職大学院協議会」を発足させることができました。来年には8つの大学院による英語の知財サマースクールの開催を計画しております。韓国、中国の学会においても、知財に関する教育を行う大学や大学院の先生が多く参加されていると思います。このような先生方との教育面での協力においても、その連携を是非発展させてアジア知財スクールなどの構

想が検討できればと思います。

さらにこの三学会の提携にとどまらず、日中韓の他の学会、アジアの他の学会、さらには欧米の学会との協力へも発展させていきたいと考えます。これらの今後の協力案については、三学会からさまざまなアイデアを出し合って、少しずつ実現していければと思います。

さてもうすぐ 2011 年が終わり、2012 年が始まります。日本は、今年 3 月に、東日本大震災に見舞われ、大変な試練の年になりました。東北沿岸地域や原発近辺では、多くの被災者が仮設住宅などで年を越すこととなります。それでも被災地域では水産業や商店の再開も始まっており、これからは復興も進んでいくと思います。日本知財学会としても、知財に関する活動で復興に貢献するべく政策提言などを行っており、微力ながら震災復興にも貢献したいと考えております。この震災の際には、韓国、中国の学会関係の先生方からも、多くのお見舞いのお言葉を頂きました。この場をお借りして深く御礼を申し上げます。

この 3 学会の協力協定の締結を記念し、また、今後の三学会の協力の発展を祈念して、三学会の名前と提携記念という言葉を、それぞれ中国語、韓国語、日本語で刻んだワイングラスを作成いたしました。各学会におかれましては、この提携の記念にワイングラスをお納めいただければと思います。

このたびはまことにおめでとうございました。簡単ではございますが、日本知財学会からの祝辞とさせていただきます。

一般社団法人日本知財学会 会長 軽部征夫  
代理 総務担当理事 渡部俊也